

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項及び第五項、第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十五条第一項及び第四項、第十五条の三の三第三項並びに第二十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）

一の三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第一条第四号及び第五号中「第二条の四第五号子(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改め、同条第六号及び第七号中「第二条の四第五号又(25)」を「第二条の四第五号ル(25)」に改める。

第二条第十二号イ中「第三条第三号ヲ」を「第三条第三号ワ」に改める。

第二条の四第五号中「廃棄物をいう。以下同じ」を「廃棄物をいう」に改め、同号中又をルとし、トからリまでをチから又までとし、同号へ中「若しくは」を「又は」に改め、同号へを同号トとし、同号中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するため処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第三条第三号中「ヲに」を「ワに」に改め、同号口中「埋立処分」を「一般廃棄物（又(2)に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立処分」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 水銀処理物（第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（同条第一号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。(2)及び(3)において同じ。)の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2) 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

(3) 水銀処理物（(2)に規定するものを除く。）の埋立処分を行う場合には、口によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

第四条の二第一号ホ及びへ中「第一条第一号」の下に「若しくは第一号の二」を加え、同条第二号口中「第一条第二号又は第三号」を「第一条第一号の二から第三号まで」に改める。

第六条第一項第一号口中「と」の下に「又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるもの（以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。）」を加え、同号ニ及びへ中「石綿含有産業廃棄物」の下に「又は水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同項第二号に次のように加える。

ホ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉍さいであつて、環境省令で定めるものをいう。(2)において同じ。)の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

第六条第一項第三号イ(1)中「及び廃容器包装」を「、廃容器包装」に改め、「」をいう。以下同じ。「」の下に「及び水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同号イ(3)及び(4)中「及び廃容器包装」を「、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物」に改め、同号リ中「石綿含有産業廃棄物」の下に「及び水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同号ル中「第三条第三号ヲ」を「第三条第三号ワ」に改め、同号ソ中「第六条の五第一項第三号ツ」を「第六条の五第一項第三号ナ」に改める。

第六条の五第一項第一号イ中「感染性産業廃棄物又は」を「感染性産業廃棄物、」に、「の収集」を「又

は「廃水銀等の収集」に改め、同項第二号中「チをリ」とし、トの次に次のように加える。

チ 第二条の四第五号へ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であつて環境省令で定めるものの処分又は再生は、第六条第一項第二号ホ(1)及び(2)の規定の例によること。

第六条の五第一項第三号イ中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 廃水銀等を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第六条の五第一項第三号ロ中「(6)」を「(7)」に改め、同条ニ中「同条第五号リ(1)」を「同条第五号又(1)」に改め、同号ネ中「ヲからカまで及びタからツまで」を「カからタまで及びソからナまで」に改め、同号ネを同号ラとし、同号ツを同号ナとし、同号ソ中「第二条の四第五号チ(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改め、同号ソを同号ネとし、同号中レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、同号カ中「タ及びソ」を「ソ及びネ」に改め、同号カを同号タとし、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、又の次に次のように加える。

ル 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。

ヲ 廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2) 廃水銀等を処分するために処理したもの（イ(6)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、八によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

第七条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 廃水銀等の硫化施設

第七条第十四号イ中「(6)」を「(7)」に改める。

第七条の二中「第八号」の下に「、第十号の二」を加える。

第七条の三第三号イ中「チまで（チ(3)」を「リまで（リ(3)」に改める。

別表第三の三の項中「第二条の四第五号ト(2)、リ(12)及び又(24)」を「第二条の四第五号チ(2)、又(12)及びル(24)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。ただし、第二条第十二号イ、第三条第三号、第四条の二第二号ロ、第六条第一項第一号から第三号まで及び第六条の五第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定(「同条第五号リ(1)」を「同条第五号又(1)」に改める部分及び「第二条の四第五号チ(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改める部分を除く。)並びに第七条、第七条の二及び第七条の三第三号イの改正規定並びに次条及び附則第四条の規定並びに附則第五条の規定(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号)第五条第一項第十号の改正規定及び同項第十六号の改正規定(「第二条の四第五号へ」を「第二条の四第五号ト」に改める部分に限る。))を除く。)は、平成二十九年十月一日から施行する。

(廃水銀等の硫化施設に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者は、当該処理施設につい

て廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次項において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により法第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日から三月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条第一項に規定する市にあつては、市長）に届け出なければならない。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「(6)」を「(7)」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第五条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び同号イ(1)」を「、同号イ(1)」に改め、「廃容器包装」の下に「及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物」を加え、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「ピッチ」を「ピッチ」に改め、同項第五号中「第六条の五第一項第三号ヨ」を「第六条の五第一項第三号レ」に、「同号ヲ、ワ及びヨ」を「同号カ、ヨ及びレ」に改め、同項第十号中「第二条の四第五号チ(6)」を「第二条の四第五号リ(6)」に改め、同項第十一号中「同号ツ」を「同号ナ」に改め、同項第十二号中「又は廃棄物処理令」を「又は」に、「第三条第三号ヌ」を「第三条第三号ル」に改め、同項第十四号中「第三条第三号ル」を「第三条第三号ヲ」に改め、同項第十六号中「第二条の四第五号ヘ」を「第二条の四第五号ト」に改め、同号ただし書中「第六条の五第一項第三号ル」を「第六条の五第一項第三号ワ」に改め、同条第二項中「しや断されている」を「遮断されている」に、「しや断した」を「遮断した」に改め、同項第二号中「(6)」を「(7)」に改め、同項第三号中「第六条の五第一項第三号タ」を「第六条の五第一項第三号ソ」に改める。

理由

水銀に関する水俣条約の的確な実施を確保するため、廃水銀等を特別管理産業廃棄物に加え、その収集及び運搬の基準を整備する等の措置を講ずるとともに、廃水銀、水銀使用製品産業廃棄物等の適正な処理を確保するため、これらの廃棄物の処理の基準を整備する等の措置を講ずる必要があるからである。

